



KOSUZO®

令和5年
刑法改正

〈本冊子をお使いいただくにあたって〉

① 法令名

条文番号の前に法令名が書かれていない場合、表題と同じ法令を表します。

例 「刑法」のページに § 235 と書かれている場合 → 刑法 § 235

※ 本冊子では、「刑事訴訟法」は「刑訴法」と省略します。

② 条文

§ …… 条文番号を表します。(読み方は「セクション記号」)

③ 条文番号

条数 …… 算用数字で表します。 例 § 1、§ 99、§ 235

項数 …… ローマ数字の大文字で表します。 例 I、II、IV

号数 …… 丸数字で表します。 例 ①、②、⑨

例 § 321 I ② …… 321条1項2号

▶本冊子について

令和5年6月23日に、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が公布され、一部を除き同年7月13日に施行されました。

今回の改正では、刑法の性犯罪に関する規定が大幅に見直されるとともに、刑訴法の関連規定の変更が行われており、また、盗撮行為を処罰する新たな法律も制定されています。

本冊子は、主に『KOSUZOの実況中継版 刑法』の「第25回 性的自由に対する罪」に対応する部分について、改正内容を図表等を用いてわかりやすく解説するとともに、刑訴法の改正内容、新法の概要についてもフォローしています。

昇任試験はもちろん、実務にも役立つ内容となっていますので、本冊子を活用して理解を深めていただければと思います。

令和5年8月
UM株式会社 編集部



法令名 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

公布日 令和 5 年 6 月 23 日 (令和 5 年法律第 66 号)

施行日 令和 5 年 7 月 13 日 (5) は令和 5 年 6 月 23 日、(6) は令和 5 年 12 月 22 日まで

**改正の
背景**

性犯罪・性暴力被害に対する社会的関心が高まる中で、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能を成立要件として規定する刑法上の性犯罪について、その解釈・適用にばらつきがあり、被害者が声を上げにくいなどの問題点が指摘されていた。そこで、性犯罪の構成要件を大幅に見直し、同意のない性的行為を処罰する不同意わいせつ罪・不同意性交等罪として必要な規定が整備された。また、若年者の性的被害に係る実態を踏まえ、性交同意年齢を引き上げるとともに、わいせつ目的で若年者を手なずける行為(いわゆる「性的グルーミング」)を処罰する罪を新設するなどの改正が行われた。

1 改正の概要

<p>性犯罪の構成要件等の見直し 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「暴行・脅迫」「心神喪失・抗拒不能」の要件を見直し、性的行為に同意しない意思の形成・表明・全うが困難な状態にさせ、又はその状態に乗じることが要件とする ■ 強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪を統合し、罪名を不同意わいせつ罪に変更* ■ 強制性交等罪・準強制性交等罪を統合し、罪名を不同意性交等罪に変更* ■ 「性交等」の定義の拡大 ■ 配偶者間においても不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が成立することを明文化
<p>性交同意年齢の引上げ 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 性交同意年齢を13歳から16歳に引上げ
<p>わいせつ目的で若年者を懐柔する行為に係る罪の新設 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ わいせつ目的で16歳未満の者に面会を要求する行為等を処罰
<p>公訴時効期間の延長 (刑訴法の改正) 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 刑法上の性犯罪について、公訴時効期間をそれぞれ 5年延長
<p>被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設 (刑訴法の改正) 6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体について、証拠能力を認めるための特則 (伝聞例外) を新設

* 法定刑については、不同意わいせつ罪は「6月以上10年以下の拘禁刑」、不同意性交等罪は「5年以上の有期徒刑」であり、刑の種類のみが変更された。なお、拘禁刑は、令和4年6月17日公布の改正刑法により、従来の「懲役」と「禁錮」を一本化したものとして創設された刑で、令和7年6月16日までに施行されることとなっており、施行日より前にした不同意わいせつ・不同意性交等に対しては、懲役刑が適用される。

2 性犯罪の構成要件等の見直し

▶ 「暴行・脅迫」「心神喪失・抗拒不能」要件の見直し

(1) 趣旨

従来の強制わいせつ罪及び強制性交等罪は、暴行・脅迫を要件とし、また、暴行・脅迫以外の手段を用いた場合に適用が問題となる準強制わいせつ罪・準強制性交等罪は、被害者の心神喪失・抗拒不能を要件としていた。そのため、被害者において「抵抗が著しく困難であった」と認められることが必要であり、処罰範囲が狭くなる、あるいは要件が曖昧であるため解釈・適用にばらつきがあるなどの問題点が指摘されていた。

そこで、これらの要件を見直し、性的行為に**同意しない意思の形成・表明・全う**が困難な状態にさせた(あるいはその状態に乗じた)こと、すなわち、**同意なく性的行為をすること**を中核とした要件に改め、被害者が拒否できない状況として8類型の行為・事由を列挙した。また、罪名についても、強制わいせつ罪と準強制わいせつ罪を統合して**不同意わいせつ罪**、強制性交等罪と準強制性交等罪を統合して**不同意性交等罪**に改めた。

改正前		改正後	
罪名	必須の要件	罪名	中核となる要件
強制わいせつ罪 (改正前§176)	暴行・脅迫	不同意わいせつ罪 (§176 I)	性的行為に 同意しない意思の形成・表明・全う が困難な状態にさせ、又はその状態に乗じること*2
準強制わいせつ罪 (改正前§178 I *1)	心神喪失・抗拒不能		
強制性交等罪 (改正前§177)	暴行・脅迫	不同意性交等罪 (§177 I)	
準強制性交等罪 (改正前§178 II *1)	心神喪失・抗拒不能		

*1 改正により、準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪を規定していた§178は削除された。

*2 §176 I に挙げられている8類型の行為・事由又はこれらに類する行為・事由によって、被害者が性的行為に同意しないことが困難な状態に置かれることが必要である。

(2) 8類型の行為・事由

不同意わいせつ罪・不同意性交等罪における、性的行為に同意しない意思の形成・表明・全うが困難な状態を引き起こす行為・事由として、次の**8類型**が挙げられている。

- ① 暴行・脅迫を用いること又はそれらを受けたこと
- ② 心身の障害を生じさせること又はそれがあること
- ③ アルコール・薬物を摂取させること又はそれらの影響があること
- ④ 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること
- ⑤ 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと*1
- ⑥ 予想と異なる事態に直面させて恐怖・驚愕させること又はその事態に直面して恐怖・驚愕していること*2
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること*3
- ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること*4

*1 不意打ちによる場合がこれに当たる。

*2 いわゆる「フリーズ」の状態を生じさせ、又はその状態に乗じる場合がこれに当たる。

*3 虐待による無力感や恐怖感を生じさせ、又はその心理状態にあることに乗じる場合がこれに当たる。

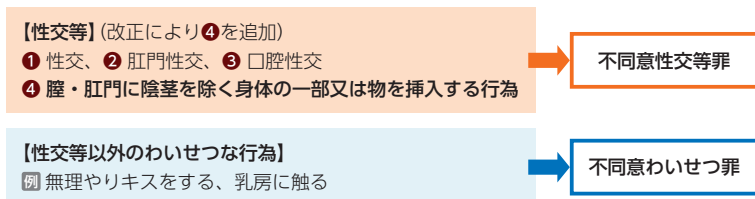
*4 雇用主と従業員、会社の上司と部下、スポーツの指導者と選手等のように、弱い立場にある者が要求を拒否しにくいことを利用する場合がこれに当たる。

なお、列挙された8類型は例示であり、これらに類する行為・事由によって被害者が性的行為を拒否できない状態にさせた(あるいはその状態に乗じた)場合も、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が成立し得る。

また、行為がわいせつなものでないと誤信させ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はこれらの誤信・人違いをしていることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合にも、前記8類型による場合と同様に、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が成立する(§176Ⅱ、§177Ⅱ)。

▶性交等の定義の拡大

改正前の強制性交等罪における「性交等」は、性交、肛門性交、口腔性交を意味していたが、改正後の不同意性交等罪における「性交等」は、これらに加えて、「**膣・肛門に陰茎を除く身体の一部又は物を挿入する行為であってわいせつなもの**」を含むこととした(§177Ⅰ)。



※ 「性交等」もわいせつな行為に当たるが、同意なく性交等をした場合は不同意性交等罪が成立し、不同意わいせつ罪は成立しない(法条競合)。

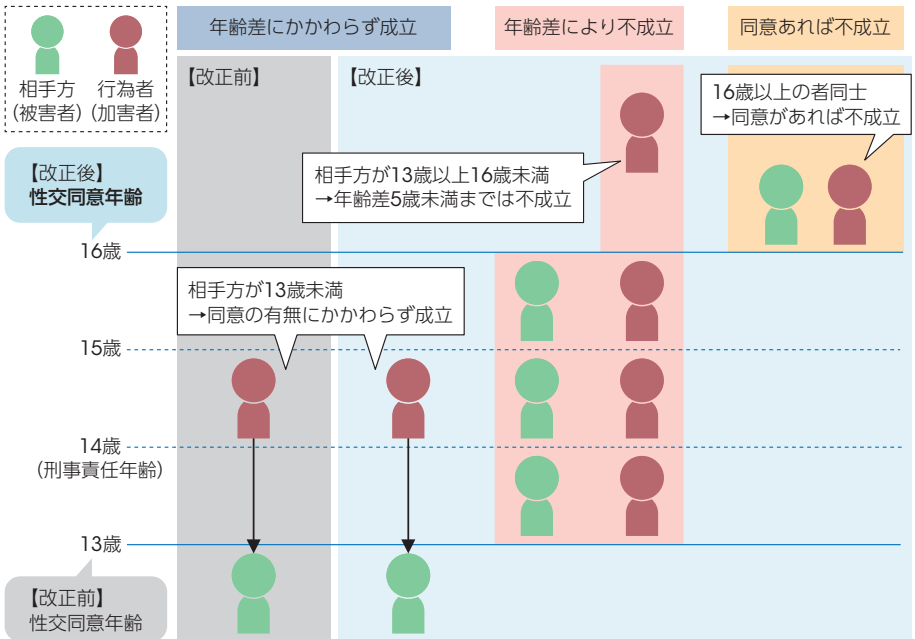
▶ 配偶者間における行為

改正前の強制わいせつ罪・強制性交等罪についても、行為者と相手方の間に婚姻関係があっても成立すると解されてきたが、これを明確にするため、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪の条文に「**婚姻関係の有無にかかわらず**」との文言が加えられた (§176 I 柱書、§177 I)。

3 性交同意年齢の引上げ

改正前の強制わいせつ罪・強制性交等罪は、相手方が13歳未満の場合は、その同意の有無を問わずに成立するとされていたが、改正後の不同意わいせつ罪・不同意性交等罪においては、有効な同意をなし得る年齢(性交同意年齢)を**16歳**に引き上げた。これにより、16歳未満の者に対してわいせつな行為・性交等をすれば、その同意の有無を問わず、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が成立することとなった (§176 III、§177 III)。

ただし、同世代間での自由な意思決定による性的行為を処罰の対象から除外するため、13歳以上16歳未満の者との性的行為については、行為者が**5歳以上年長**である場合に限って処罰の対象とした*。



* 年齢差が5歳未満であれば常に処罰対象とならないわけではなく、例えば、18歳の成年と14歳の中学生の間で性的行為が行われた場合、それが、「経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させ」たり、「予想と異なる事態に直面させて恐怖・驚愕させ」るなどにより、被害者が同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて性的行為をしたものであれば、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪として処罰対象となり得る。

4 わいせつ目的で若年者を懐柔する行為に係る罪の新設

近年、わいせつ目的を隠してSNS等で若年者に接近し、信頼を得た上で実際に会うといった被害が問題視されており、こうしたわいせつ目的での懐柔・手なづけ行為(性的グルーミング)を処罰する必要性が指摘されていた。

そこで、改正により、わいせつ目的で16歳未満の者に対して面会を要求する行為等を処罰対象とする罪が新設された。

16歳未満の者に対する面会要求等罪 (§182) *1		
	成立要件	法定刑 *2
I	16歳未満の者に対し、わいせつ目的で、① 威迫・偽計・誘惑、② 反復、③ 利益供与又はその申込み・約束のいずれかの手段を用いて面会を要求 *3	1年以下の拘禁刑 or 50万円以下の罰金
II	Iの罪を犯し、よってわいせつ目的で16歳未満の者と面会 *3	2年以下の拘禁刑 or 100万円以下の罰金
III	16歳未満の者に対し、性交等をする姿態、性的部位を露出等した姿態等をもってその映像を送信することを要求 *4	1年以下の拘禁刑 or 50万円以下の罰金

*1 本罪についても、同世代間の行為を処罰対象から除外するため、13歳以上16歳未満の者との行為については、行為者が5歳以上年長である場合に限って処罰の対象としている。

*2 拘禁刑を創設する改正刑法の施行(令和7年6月16日まで)より前にした行為に対しては、懲役刑が適用される。

*3 I及びIIの行為の結果、実際に性的行為に及んだ場合には、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が成立し得る。

*4 IIIの行為の結果、実際にそれらの写真や動画を送らせた場合には、不同意わいせつ罪が成立し得る。

5 公訴時効期間の延長

幼い頃に受けた性犯罪の被害は、行為の意味を理解したり犯罪被害であると認識するまでに長期間を要する場合が多く、また、被害を認識していても、恐怖心や羞恥心、自責の念等から被害を訴えるまで相当の年月を要する場合も少なくないため、従来の公訴時効期間は短すぎるとの指摘がなされていた。

そこで、刑訴法を改正し、性犯罪に係る公訴時効期間をそれぞれ5年延長するとともに、18歳未満で被害を受けた場合については、18歳に達するまでの年月を更に加算することとした(刑訴法§250Ⅲ・Ⅳ)。

改正前		改正後	
罪名	公訴時効期間	罪名	公訴時効期間
・強制わいせつ等致傷罪 ・強盗・強姦性交等罪 等	15年	・不同意わいせつ等致傷罪 ・強盗・不同意性交等罪 等	20年
・強姦性交等罪、準強姦性交等罪 ・監護者性交等罪	10年	・不同意性交等罪 ・監護者性交等罪	15年
・強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪 ・監護者わいせつ罪 等	7年	・不同意わいせつ罪 ・監護者わいせつ罪 等	12年

※ 18歳未満で被害を受けた場合については、18歳に達するまでの年月を更に加算

例 12歳で不同意性交等の被害を受けた場合、公訴時効期間は15年+6年=21年となり、被害者が33歳のときに公訴時効が完成することになる。

6 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

捜査機関が被害者から聴取した結果を記録した録音・録画記録媒体は、伝聞証拠に当たるため、原則として証拠能力が否定され(伝聞法則)、例外的に証拠能力が認められるのは、警察官が録取した書面であれば、被害者の死亡等による供述不能、証拠の不可欠性及び特信情況という要件を全て満たす場合に限られる(刑訴法§321 I ③)。しかし、性犯罪の被害者が捜査過程でした供述を改めて法廷で繰り返すことは精神的負担が大きく、事件化や公判を維持する上での障害となっていた。

そこで、性犯罪被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について証拠能力の特則(伝聞例外)を新設し、一定の要件を満たす場合には、証拠能力を認めることとした(刑訴法§321の3 I)。*1

*1 証拠能力が認められると、検察官が行う主尋問に代えて、法廷で録音・録画に係る映像が流されることとなる。その後、供述者に対して被告人(弁護人)から反対尋問を行う機会は保障されている。

証拠能力が認められるための要件*2	記録媒体	・供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体であること ・供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものであること
	供述者	① 性犯罪の被害者 ② ①のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
	供述の情況(必要な措置)	・供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置がとられていたこと ・供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置がとられていたこと
	相当性	聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認められること

*2 供述を録取る主体については規定されていないが、警察・検察・児童相談所の三者が連携して行う司法面接等が想定されている。

性的姿態撮影等処罰法

新規立法

法令名 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

公布日 令和5年6月23日(令和5年法律第67号)

施行日 令和5年7月13日(一部を除く)

制定の背景

現行の刑法には盗撮を処罰する規定はなく、各都道府県の迷惑防止条例を適用するなどして取締りが行われていたが、スマートフォン等の普及により盗撮被害が深刻化する中、全国一律で対処できるよう新法が制定された。

罪名	処罰対象行為	法定刑*1
性的姿態等撮影罪(§2 I)	① 正当な理由*2なく人の性的姿態等(性的な部位*3・下着又はわいせつな行為・性交等をしている姿態)*4をひそかに撮影	3年以下の拘禁刑 or 300万円以下の罰金
	② 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪と同様の8類型の行為・事由により、同意しない意思の形成・表明・全うが困難な状態にさせ、又はその状態に乗じて人の性的姿態等を撮影	
	③ 行為が性的なものではないと誤信させ、若しくは特定の者以外は閲覧しないと誤信させ、又はそれらの誤信に乗じて人の性的姿態等を撮影	
	④ 正当な理由*2なく16歳未満の者の性的姿態等を撮影*5	
性的影像記録提供等罪(§3)	性的影像記録(前記①~④により生成された電磁的記録)の全部又は一部を提供	3年以下の拘禁刑 or 300万円以下の罰金
	性的影像記録を不特定・多数の者に提供し、又は公然と陳列	5年以下の拘禁刑 or 500万円以下の罰金 (併科あり)
性的影像記録保管罪(§4)	提供又は公然陳列の目的で性的影像記録を保管	2年以下の拘禁刑 or 200万円以下の罰金
性的姿態等影像送信罪(§5 I)	不特定・多数の者に対し、前記①~④と同様の態様(①については被撮影者が情を知らないこと)で、人の性的姿態等の影像を送信(ライブストリーミング)*6	5年以下の拘禁刑 or 500万円以下の罰金 (併科あり)
性的姿態等影像記録罪(§6 I)	情を知って、§5 Iにより影像送信をされた性的姿態等の影像を記録	3年以下の拘禁刑 or 300万円以下の罰金

*1 拘禁刑を創設する改正刑法の施行(令和7年6月16日まで)より前にした行為に対しては、懲役刑が適用される。

*2 「正当な理由」がある場合としては、医師が救急搬送された意識不明の患者の上半身裸の姿を医療行為上のルールに従って撮影する場合や、親が子供の成長記録として自宅の庭で上半身裸で水遊びをしている子供の姿を撮影する場合等が考えられる。

*3 性器若しくは肛門若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。

*4 人が通常衣服を着けている場所において不特定・多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっている姿態は除かれる。

*5 同世代間の行為を処罰対象から除外するため、13歳以上16歳未満の者との行為については、その相手が**5歳以上年長**である場合に限って処罰の対象としている。

*6 情を知って、不特定・多数の者に対し、影像送信をされた影像の影像送信をした者も同様に処罰の対象となる(§5 II)。

※ §2~§6の各犯罪は、国民の国外犯も処罰される(§7)。

※ 性的姿態等撮影罪、性的姿態等影像記録罪については、未遂も処罰される(§2 II、§6 II)。

※ 性的姿態等撮影罪、性的姿態等影像送信罪については、別に不同意わいせつ罪・監護者わいせつ罪が成立し得る(§2 III、§5 III)。

KOSUZO[®]の実況中継版 刑法 特別付録

令和5年 刑法改正

令和5年8月20日 発行

発行者／松崎 猛

発行所／UM株式会社

〒110-0005

東京都台東区上野七丁目6番5号 VORT上野Ⅱ 3階

電話 03-6821-9110〔代表〕 03-6825-8001〔編集〕

FAX 03-6825-8003

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

